

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年4月25日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	中島賢治
同	山本直史

3 1 千 総 業 第 1 5 号

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

千葉県監査委員 大木 正人 様  
同 宮原 清貴 様  
同 中島 賢治 様  
同 山本 直史 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成 2 6 年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 5. 公益財団法人千葉市産業振興財団及び産業支援課に係る外部監査の結果

2. 財政的支援について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																				
<p>② 職員費の配賦方法について【産業振興財団・産業支援課】（報告書 P159）</p> <p>職員の中には、事業に関する業務と産業振興財団の運営管理に関する間接業務を兼務している職員が存在するが、これら職員に係る人件費は全て事業費に計上され、補助金の申請・精算が行われている。たとえば、新事業創出班及び中小企業支援班に属する職員の人件費は、商工費支弁補助金54%と指定管理料46%で按分して充当されており、一方、法人の運営費とすべき人件費は指定管理料には計上されていない。しかし、この按分比率は適切な従事割合を反映しているとはいえない。</p> <p>実態を調査するため、平成26年9月28日から10月11日までの2週間をサンプルに実態調査を行い、実際の勤務実績に基づく従事割合により、事業に係る人件費と運営管理に係る人件費を計算した（次の表の「調査積算額」の欄を参照。）。なお、調査が2週間という短い期間を対象に行われたため、調査期間に発生した突発的な業務や季節的な変動による影響が含まれている点に留意が必要である。</p> <p>【勤務実績に基づく従事割合による財源別職員費の比較表】 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="261 1704 691 1977"> <thead> <tr> <th rowspan="2">財源区分</th> <th colspan="2">現行決算額 (A)</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>運営費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金</td> <td>70,285</td> <td>19,454</td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>61,229</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>自主財源<sup>注</sup></td> <td>14,428</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>業務委託料</td> <td>13,232</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>159,175</td> <td>19,454</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 自主財源には会議室及びインキュベーション室の利用料金が含まれている。</p>	財源区分	現行決算額 (A)		事業費	運営費	補助金	70,285	19,454	指定管理料	61,229	-	自主財源 <sup>注</sup>	14,428	-	業務委託料	13,232	-	合計	159,175	19,454	<p>事業に関する業務と財団の運営管理に関する業務を兼務している職員について、勤務実態に基づき、適正な従事割合を設定した。また、過去の実績に基づく諸経費率の設定及び運営補助金算定基礎から委託料等の諸経費相当額の控除を行うこととするなど、平成31年度予算から、市と財団の双方において、市が定めたルールに基づく適正な見積を行っている。</p>
財源区分		現行決算額 (A)																			
	事業費	運営費																			
補助金	70,285	19,454																			
指定管理料	61,229	-																			
自主財源 <sup>注</sup>	14,428	-																			
業務委託料	13,232	-																			
合計	159,175	19,454																			

財源区分	調査積算額 (B)	
	事業費	運営費
補助金	71,038	39,598
指定管理料	38,044	-
自主財源 <sup>注</sup>	2,848	-
業務委託料	27,100	-
合計	139,031	39,598

財源区分	差額 (B-A)	
	事業費	運営費
補助金	753	20,144
指定管理料	△23,185	-
自主財源 <sup>注</sup>	△11,580	-
業務委託料	13,868	-
合計	△20,144	20,144

調査の結果、総額で事業費が 2,014 万円減少し、運営費が 2,014 万円増加した。ただし、財源別の内訳をみると自主財源で賄っていた事業の従事割合が減少したことにより、自主財源充当分が 1,158 万円減少し、これが運営費の財源に充当されたと考えられるため、実質的な運営費補助の増加は理論上 856 万円 (2,014 万円 - 1,158 万円)、運営費補助の総額は 2,802 万円 (1,945 万円 + 856 万円) となる。

産業振興財団としては、従事割合を実態に即して見直した場合、補助金や指定管理料の減少により人件費の財源について不足する事態が想定されるため、従事割合の見直しについては千葉市としての見解及び方向性に基つき対応していくということである。また、現行の会計区分が 13 区分と極端に細分化されており、実態に合っていない可能性が高い。しかし、仮に新従事割合を導入した場合には、事務処理が煩雑化し、さらに公益認定上の問題が生じる可能性が懸念される。

このため、まず、会計区分の見直しを検討し、新従事割合を導入することも視野に入れながら行政庁（千葉県公益認定等審議会事務局）と協議を進めていきたいという方針を有している。所管課である産業支援課は、今回の結果は年間の一定時期をサンプルとして抽出しているため、本調査結果のみをもって従事割合の見直しが必要かどうかは結論が出せないということだ

ある。また、産業振興財団は運営費を自力で賄えるほどの自主財源を十分に保有しておらず、中小企業支援法に基づき、中小企業支援事業を千葉市に代わって行うためには運営費に対する補助は必要であると認識している。ただし、自主財源確保の必要性は認識しているということであった。

運営費補助の実態を適切に把握し、もって削減すべき金額を正しく認識するためにも従事割合を見直すことは必要である。また、指定管理料についても、事業計画上の人件費を適切に算定し、運営費を指定管理料に計上することが必要である。これらの見直しは、時間をかけて慎重に検討することも必要であるが、無闇に従事割合の見直しを長引かせることは、マネジメント上の効率性を阻害することになる。

事業の実態にそぐわない職員の従事割合を十分に把握し、補助金算定や指定管理料等の積算にどのような影響を及ぼすのかについて、早急に把握し、改善の方向性を関係諸機関と検討されたい。